

令和2年3月31日

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部及び研究科ごとの人材養成像をさらに明確にし、卒業・修了後の進路を想定した履修モデルを整備するとともに、各学部及び研究科において以下の特色ある教育プログラムを開発し実施する。

- ・小中一貫教育に対応した小中連携プログラム（平成28年度導入）
- ・高度理科教員育成プログラム（平成28年度導入）
- ・専門科目を英語で履修することのできるGP（グローバル・プログラム）  
(平成28年度導入)
- ・アグリビジネスユニット（大学院への飛び級進学を見据えたエキスパートコース）  
(平成28年度導入)
- ・高度技術教員養成プログラム（平成29年度導入）

【1-1】小中連携プログラムや高度理科教員育成プログラム、グローバル・プログラムについては、一定の成果が上がっていることから、引き続き実施するとともに、さらなる検証を行い、必要に応じて改善を行う。

エキスパートコースについて、学部と大学院の連動性を明確にし、大学院のプログラムに接続する複数ユニットへの見直しを進めるとともに、エキスパートコース希望学生への啓発活動や、エキスパートコース所属学生に対する履修支援、学修支援を強化する。

【2】初年次教育においては、育成する学生像に沿った基礎的な知識、能力を示し、入学者の資質に応じた教育を実施する。また、学部ごとに、専門分野の修得に際して身につけるべき基礎的な科目群を精選・体系化したカリキュラム編成を行う。

【2-1】各学部において、カリキュラム・ツリーの改善等により、初年次教育の位置づけや獲得できる能力等を学生によりわかりやすく示す工夫を行うとともに、各学部の専門分野の修得の基礎となる初年次教育を体系的に実施する。

【3】全学で実施する教養教育の充実及び教養教育と専門教育の連携を図るため、主要な科目群を整備するとともに、和歌山の自然環境と文化環境の利を活かして、地域と連携した教育を実施することにより学生が自主的・能動的に学修する機会を提供し、地域志向大学としての教養教育のモデル・ケースを構築する。

【3-1】引き続き、教養教育改革の計画に沿って教養教育の実施体制および授業科目の見直しを進める。具体的には、教養教育と専門教育の連携を図ることを目的とした新たな科目群「連携展開科目」を置く。また、全学を対象に「倫理学」、「研究倫理」、「技術者倫理」の科目を新設する。さらに、既設の「わかやま未来学」においては専門性を高めるため複数の専門分野から構成する教員チームにより展開する。

シンポジウム、全学集会、あるいは科目担当者ミーティング等を開催し、新しい教養教育の取組について情報の学内共有および学外発信を行う。

【4】専門性と同時に学際的な学識を獲得させるため、平成28年度から他大学、地方公共団体、企業等と連携した副専攻プログラムを新たに実施する。

【4-1】「わかやま未来学副専攻」については、引き続き必要科目を開講するとともに、これまでの取組を検証し、問題点の見直しを行う。学際的、分野横断的な専門教育の実現のため、適切な科目整備を行う。

【5】GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度のさらなる活用を図るため、平成30年度までに全学的な成績評価方針を策定し、厳格な成績評価を行うとともに将来に目標を持った学修を促すため、各教員が学生カルテ、目標管理シート（ロードマップ）などを活用し、きめ細やかな学修支援を行う。

【5-1】「和歌山大学成績評価及び単位修得並びにGPA制度に関する規程」に基づき、各学部・研究科において厳格な成績評価を実施し、GPAを活用して履修登録単位数の上限設定や成績不振者への修学指導を実施するとともに、「和歌山大学成績評価検証要項」に基づき、成績評価の検証を実施し、受講学生へフィードバックする。

また、引き続き学修ポートフォリオの作成・活用についての検討を行い、改善案を作成する。CAP制については、必要に応じ、CAP上限単位数等についての検討を行う。

【6】LMS（学習管理システム）やeラーニングを導入し、学生が自発的、継続的に学修する意欲を引き起こし、修得した知識を実践的に活用することができる能力を身につけさせるための教育環境を整備する。併せて、第2期期間中に改革を開始した附属図書館の利用者数を、改革開始時点（平成22年）から40%増加させる。

【6-1】引き続き、LMSやe-ラーニングの活用を促進するとともに、新入生を対象としてe-ラーニングを活用した全員履修の科目を開講し、学生に自発的・継続的学修意欲の喚起及び修得した知識を実践的に活用する能力を獲得させる教育の普及を進める。

また、図書館においては、セミナールームの増設等により学修環境整備を継続するとともに、学生向け講習会や読書推進イベント等を18回以上開催し学修支援を充実させる。

【7】メンタル面の不調で修学困難となった学生や、単位取得状況に問題のある学生、留学生などに対するキャンパス・デイケアを取り入れたメンタルサポートシステムを強化する。

【7-1】メンタルサポートシステムにおいては精神科医・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士による相談、キャンパス・デイケアにおける集団活動・集団療法、メンタルサポートを加えたキャンパス・デイケアの定期的カンファレンスを継続する。ヘルスリテラシー教育においては、精神科医による講義に精神疾患をもつ当事者などのゲストスピーカーを招聘する機会を継続し、公開性を高めることによってより広い学生の学びの機会とする。

## （2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【8】資質の異なる学生に対してきめ細かな教育を実施するため、全学的な教学マネジメントを担う教育学生支援機構を平成30年度までに改組する。

【8-1】引き続き、クロスカル教育機構教育改善推進専門部会を中心とした教育の内部質保証体制により、学生に対するきめ細かな教育を実施するため不断に教育の改善に取り組む。また、「教学マネジメント指針」を踏まえ、本学の教育活動に伴う情報について、把握・公表する情報の選定及びその収集・公表方法を定め、可能な情報から公表を行う。

教員間の連携と協力による組織的な教育の確立について、専門教育において複数指導教員により研究指導を実施するとともに、教養教育においては、所属の異なる複数の教員が協力して実施する教養教育科目「わかやま未来学」を開設する。

【9】学士課程、大学院課程を通じてカリキュラムマップを整備するとともに、平成31年度までにナンバリングを導入し、学生に多様な学修の機会を提供する。

【9-1】整備を行ったカリキュラムマップ、カリキュラム・ツリーを教育改善や履修指導に活用し、体系的な教育を提供する。

【10】放送大学の利用や、LMSの活用など効率的な授業の実施を行うことにより、多様な学びのニーズに応え教育の質を維持する。

【10-1】LMSやe-ラーニング、遠隔授業等を活用し、多様な学修形態に対応した科目を提供する。また、大学コンソーシアム・放送大学などを活用し、学生に多様な科目を提供する。

【11】すべての学部、研究科において平成32年度までに学年暦を柔軟化（クオーター制の導入）し、1か月以上の期間での海外留学、地域留学、中長期インターンシップ、ボランティア活動を行う制度を整備し、学外学修プログラムを充実する。

【11-1】全学を対象とした教養科目において、クオーター科目の拡大を図るとともに、専門科目においても、次年度以降のクオーター科目の拡充を図る。また、平成30年度に策定した「和歌山大学における学外学修プログラム推進計画」に基づいて、受入先の開拓、学外学修プログラムの実施時期の調整及び学生向けの説明会等を実施する。

### （3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【12】学生生活の変化や学生サービスのニーズを把握・分析し、その傾向をもとに必要となるガイダンスや「学生生活の危機管理」に関する授業を開講する。また、特に学生寮、課外活動施設の設備品更新や周辺環境整備等を実施し、学生生活・課外活動を支援することで、学生サービスの改善を図る。

【12-1】近年の大学を取り巻く環境の変化や最近の学生の状況を踏まえ、ガイダンスでは高等教育の修学支援新制度について丁寧に学生に周知するほか、「学生生活の危機管理」の授業では、新たに、学生のSOGIへの理解促進を図るために、「多様な性のあり方」をテーマに1コマ開講する。

【12-2】学生ニーズを基に、計画的に学生寮・課外活動施設の設備品等の修繕・更新を実施する。

【13】入学料・授業料免除等の経済的支援を継続するほか、学内行事サポートに学生を積極的に動員するなど、学内ワークスタディ事業を実施する。

【13-1】経済的に困窮している学生に対し、2020年4月から開始の高等教育の修学支援新制度に基づき、入学料免除、授業料免除等を実施する。また、全学生を対象に学内ワークスタディ事業を継続する。

【14】コンソーシアム和歌山に参加する高等教育機関、教育委員会、関係NPOと連携した研修、情報共有を実施し、平成26年度に設置した「障がい学生支援室」を軸に、聴覚障がい者にはノートテイク、視覚障がい者には資料等の点字化、肢体障がい者には机等の改良など障がいをもった学生の個に応じた支援を行う。

【14-1】障がい学生への支援を充実させるため、引き続き他機関で開催する研修会等に教職員を参加させるほか、教職員及び学生等を対象に「障がい学生支援に関するFD・SD研修」を年1回開催する。また、障がい学生の自立及び社会参加に向け、地域の大学、行政、就労支援団体等の教職員が集い、大学と地域との連携を考える「タウンミーティング」を、前年度に不参加であった団体等にも呼び掛けて、年1回開催する。さらに、引き続き、年1回、ノートテイクやパソコンテイクの支援に関するサポート養成講座を開催する。

【15】キャリアセンターを一元化し、効率的な組織体制のもとで学生組織や学外組織との連携により効果的なキャリア支援体制を構築する。

【15-1】前年度に実施したキャリア支援体制の検証結果に基づき、専門性を有する特任職員を配置しキャリア支援体制を強化するとともに、引き続き、学生組織「キャリアサポートチーム」において、低年次から学内外のキャリア支援イベントへの主体的参加につながる取組を行う。また、ハローワークや和歌山県中小企業団体中央会等の学外組織と連携して学生のキャリア支援事業を実施する。

【16】セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止について啓発するために、教職員に対する研修会及び学生向けガイダンスを毎年1回以上開催するほか、発生案件の傾向の変化を分析・共有し、対応に役立てる。また、教職員用のパンフレットを作成する。

【16-1】引き続き発生案件の傾向に応じた教職員向けハラスメント防止研修会を年1回実施するとともに、新規採用者にハラスメント防止のための教職員用パンフレットを配付し、新任教職員研修の際にハラスメントに関するガイダンスを行う。

学生に対しては、引き続き年1回のガイダンスを実施するとともに、学生便覧に制度、規則を記載し、チラシ等により周知する。また、教養教育科目「学生生活の危機管理」の授業でハラスメントに関する講義を実施する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【17】本学への進学に意欲や希望を持たせるようにするため、大学が養成する人材像、教育課程、アドミッション・ポリシーを分かりやすい形にして示す。

【17-1】入学生に対するアドミッション・ポリシーにかかるアンケートによる調査を継続して行う。また見直しを行ったアドミッション・ポリシーについてより広く周知するために小冊子を作成し、大学紹介冊子等と共に受験生・保護者・高校関係者を対象とする入学説明会等において配布しつつ、より分かりやすく説明を行うことで、本学が求める学生像の認知度向上を図る。

【18】面接、論文、高等学校の推薦書、生徒が能動的・主体的に取り組んだ多様な活動、大学入学後の学修計画案を評価するなど、多様な評価による入学者選抜を実施する。  
入試制度改革後、入学者の追跡調査を行い選抜方法の妥当性・信頼性の検証を行う。

【18-1】個別選抜において多面的・総合的に評価を行う方法への転換を図るために、新たに教育学部の一般選抜で面接試験を導入し、全ての学部で総合問題または面接を含めた選抜を実施する。観光学部においては一般選抜の後期日程を廃止し、前期日程で総合問題を実施するとともに、後期日程の定員枠を総合型選抜及び学校推薦型選抜の定員に重点的に割り振る。また、昨年度に総合問題を導入した経済学部・観光学部については新制度での入学生が一年を経過するため、どのような効果・影響があったかなどの検証を行う。

### 2 研究に関する目標を達成するための措置

#### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【19】研究拠点機関となる国際観光学センター（仮称）を設置し、サリー大学などこの分野で海外のトップクラスの大学の研究者をリーダーとする研究ユニットを3つ以上設置する。並行して関連研究プロジェクトや外部の研究機関との連携による共同研究の推進を通じて、若手研究者の結集・育成を図るとともに、日本の観光学研究の拠点として、欧米諸国に比べ立ち遅れている我が国の観光学研究を高度化、国際化する。  
(戦略性が高く意欲的な計画)

【19-1】研究領域に柔軟性を持たせ、より横断的かつ縦断的な研究を可能にするため、既存の細分化された10の研究ユニットを、これまでの業績を踏まえ3つの研究ユニットに再編し研究活動を推進する。また、日本やアジアにおける社会実装をさらに推進すべく、特に「日本型DMO」、「持続可能な観光指標」、「観光映像」など、国内外の観光機

関や観光庁などと連携し、斬新な研究事業に取り組む。また、短期招聘制度を活用して若手研究者を2名受け入れ、招聘を主導する各研究ユニット主催のセミナー等を通じて、若手研究者の育成を図る。

【20】英語研究論文集の出版、国際学会等の開催を通じ、研究成果を国際的に発信する。また、学術情報リポジトリ登録コンテンツ数を第2期末に比して500件以上増加させ発信力を強化する。

【20-1】これまでの研究プロジェクト及び研究ユニットの成果を、Sharpley特別主幹教授を編者に英語書籍「Tourism in Japan」として取りまとめ、出版する。また、令和元年度に本学で開催したCritical Tourism Studies Asia Pacific学会の発表論文を集約し、国際的に評価の高い観光学術誌に特集号として掲載することを提案する。さらに、研究ユニットごとの研究成果を英語研究論文集として出版し、研究成果を国際的に発信する。そして、学術情報リポジトリの登録可能コンテンツの調査及び関係教員等への説明を継続し、新たなリポジトリの登録を年間150件以上行う。

【21】地域の産業振興、産業創成につながる本学の研究シーズを積極的に支援し、産学官の連携研究プロジェクトとなるようコーディネートする。特に、地域産業界からの要望の高いナノテクノロジーを中心とする材料分野、新しい観光産業への展開可能性の高い観光産業関連ビッグデータの解析に注力する。

【21-1】本学のシーズを生かし、地場産業のブランド力強化のため地域自治体との連携を強化する。また、引き続き、地域のニーズに対応したナノテクノロジーを中心とする材料分野、観光産業関連ビッグデータの解析において、共同研究に繋げていくため、県内関係各機関のコーディネーター間の連携を充実させる。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【22】学内公募した研究提案を大型研究プロジェクトへと結実させるために、独創的研究支援プロジェクトを置く。大学のミッションに直結するテーマに関する研究の支援と教員の特徴ある研究の支援を、それぞれ独創的研究支援プロジェクト（A：大規模学術研究型）、（B：研究発展支援型）とし、学内公募された中から選考委員会の議により支援対象を決定する。（A）については毎年2件程度、（B）については予算に応じて若干数を選定する。

【22-1】女性研究者の積極的な支援として、「独創的研究支援プロジェクト」の審査において、同等の研究内容の場合は女性研究者を優先した審査を行うとともに、引き続き、過去に支援を行ったプロジェクトの調査結果に基づく、研究成果と関連した企業等とのマッチング支援などの外部資金獲得支援を行う。また、「独創的研究支援プロジェクト」申請状況を検証し、翌年度に向けた申請要件の見直しを行う。

【23】リサーチ・アドミニストレーター（URA）を1名以上配置し、研究課題の設定やプロジェクト申請、進捗管理など、関連施設との連携により研究支援体制の整備を行う。

【23-1】リサーチ・アドミニストレーター（URA）室構成員によるミーティングにおいて、各教員の共同研究等の進捗状況、外部資金の公募状況等の情報共有を図り、外部資金獲得に向けて県内企業を訪問し、ニーズの掘り起こしや問題解決のために本学研究者とのマッチングを図るなどの取組を進めるとともに、URA室の業務方針を再構築するなど研究支援体制の見直しを図る。

【24】テニュア・トラック制の普及・定着、研究費や研究スペースの重点配分など若手研究者を育成する環境を整備し、第3期末までにテニュア・トラック制を適用して採用する教員の数を10人以上（テニュアへ移行する教員を含む。）とする。

【24-1】教員組織の高齢化を防止し、年齢構成の適正化に努めるため、教員公募においては若手研究者の積極的な応募を呼びかける。

若手研究者に対する財政支援としては、昨年度実施した調査結果を踏まえ、テニュア・トラック経費の配分期間を柔軟化することで支援体制の充実を図る。

また、大学の機能強化等に寄与する若手研究者に対しては、全学共通スペースを重点的に確保する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【25】地域と連携・協働した中長期のインターンシップ、地域におけるフィールドワーク、ホームステイ型へき地・複式教育実習など、地域資源を生かした取り組みを通じた実践的キャリア教育を強化する。

【25-1】前年度に引き続き、和歌山圏域をフィールドとする小規模校活性化支援事業や地域との連携によるインターンシップなど、地域との連携による実践的なキャリア教育を継続・実施する。

【26】課題発見・探求能力、実行力といった社会人基礎力を培うため、PBL（課題解決型学習）などを活用した能動的な学修を平成32年度までに学士課程における授業の5割に導入する。

【26-1】シラバスに授業科目の理解を深める方法の項目を設け、学生への情報提供及びアクティブ・ラーニング実施率の向上に役立てるとともに、本学や他大学における事例紹介等を通じて、アクティブ・ラーニング導入を支援する。

【27】学生の学校現場へのボランティア活動の推進など教職への動機づけを行い、和歌山圏域の初等中等教育を担う教員の質の向上を図り、和歌山県における小学校教員採用の占有率25%を達成する。また、教育学部全体での教員就職率80%を達成し、教育学研究科においては70%を達成する。

【27-1】学生の学校現場へのボランティア活動を推進するため、ガイダンス等において新たにボランティアの重要性と単位化の認識を徹底させるための説明会を実施するなど内容の充実を図る。また、教員志望者・採用試験受験者の比率を高めるため、全学年を対象とした実践的な課題に触れる「和歌山県の教育の現状と課題」についての講座や「教師の魅力と責任」についてのセミナー等を県教委等と連携して開催する。さらに教員就職率の向上を図るため、教職キャリア支援室と教員とが連携し、専門教科の筆答試験対策講座を引き続き実施する。

【28】地域の教育課題、産業構造、技術・文化レベルに貢献できる高度な専門人材を育成するため、高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。

【28-1】前年度に引き続き、各研究科において、高い専門性と学際性を総合的に推進するカリキュラムを実施し、少人数による演習形式を基盤に専門的知識と実践力を体系的に学ぶための専門教育を実施する。また、経済学研究科においては、改組計画の実現に向け、教育課程の検討、開発を行う。

【29】第2期に取り組んだグリーンイノベーションプログラムを拡張し、食品・農産物の高付加価値化、農林業と食、健康、環境に関する研究を推進するための教育・研究体制を整備し、地域と連携した研究プロジェクトを推進する。

【29-1】「紀伊半島価値共創基幹」の発足に伴い、食農総合研究所を「食農総合研究教育センター」として再編し、地域とのパートナーシップのもとに食農分野の課題解決や価値創造を全学体制で行う拠点として整備する。そのために、県内自治体部局、農

協、食農関係機関・団体の代表等を組織し、産官学連携による社会実装研究教育プロジェクトの推進体制を構築するとともに、これまでの共同研究等の成果に基づいた2件の共同実践型研究プロジェクトを実施する。

【30】「シニアエクササイズ運動プログラム」、「難聴者の音の聞こえ方をシミュレートする研究」などの、高齢者の課題解決に寄与する研究に取組む。また、独創的研究支援プロジェクト（A）による学術研究支援、コーディネーターによる産学連携や大型研究資金プロジェクト獲得に向けた情報提供など、外部資金獲得のための支援を行う。

【30-1】高齢者の課題解決に寄与する研究に関して、コーディネーターにおいて進捗状況を正確に把握する。また、これらの進捗状況を踏まえ、補助金などの競争的外部資金獲得の情報提供や研究成果の事業化を進める企業の開拓・紹介などの実態に即した研究支援を行い、高齢者の課題解決に寄与する研究の推進・充実を図る。

【31】「中山間・沿岸地域を対象とした災害情報科学研究」や「災害時通信ネットワークの研究」など、防災・減災に寄与するプロジェクトを地域と連携して推進する。

【31-1】鉄道会社・地域住民・教育機関と連携し、観光客の避難も想定した津波避難訓練を延べ3回実施する。プロジェクト成果の発表の場として、前年度より鉄道関係事業者を増員するなど規模を拡大した「鉄道津波対策サミット」を1回開催する。また、地域防災の取組として住民向けに開発したデジタル防災マップ「あがらマップ」を、住民訓練での活用を目指し改良する。

【32】和歌山地域コンソーシアム図書館で取り組んでいる貴重資料の巡回展示等の事業をさらに発展させ、地域の住民に学習機会を提供する。また、和歌山では学校司書の配置率が低い等整備が不十分な現状があるため、県内の学校図書館の充実に寄与するため、学校図書館の立ち上げ支援や司書の研修機会を提供する。

【32-1】和歌山地域図書館協議会の加盟館と連携し、全国図書館大会和歌山大会において、大学・短大・高専分科会を開催する。また、学校図書館への支援として、図書の選択・分類・配架など学校図書館資料の構築方法や読み聞かせ及びブックトーク等の読書の幅を広げる活動の紹介、さらに見学受入等を通して教職員へのアドバイスを行うとともに、館種を超えた図書館の連携を推進する。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### （1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

【33】TOEIC IPテストの全学的導入、英語による教育プログラムの実施、ASEANプログラムの実績を生かした海外でのインターンシップの実施や単位認定の促進など、学生が海外で活躍するための制度整備及び協定先を増やし、海外留学に結び付ける。大学間交流協定数は、現状（29大学）の20%増を目標とする。協定校の増加による留学生の増は各校2～3名を見込み、キャンパスにおけるグローバルな交流を実現する。

【33-1】協定先の更なる確保のため、引き続き海外の大学と協議を進めるとともに、学生の海外留学の促進、留学生の受入拡大のために、新たに日本人学生と留学生のランチ交流会等を開催し、学生団体等による留学生や海外からの来訪者との交流活動への支援などを行って交流機会を増やす。また、交換留学説明会・報告会を昼休憩に開催するなど参加しやすい形にし、先輩学生の体験談等も聞けるような留学生相談会を開催することにより情報提供や相談体制を充実させる。また、TOEIC IPテストについては、新たに教育学部の小学校免許及び中学校英語免許取得希望者を対象者に加えて、実施する。

【34】観光学で世界をリードするトップレベルの大学（サリー大学等）との連携や、外国人教員の獲得、日本人教員の英語能力の向上により卒業に必要な単位を英語で履修可能とするための体制を整備する。

【34-1】これまで海外大学との連携を通じて形成した観光研究ハブを基盤に、フィリピン大学、ガジャマダ大学、またはブハラ国立大学といったアジア圏内の観光研究センターとの国際連携を強めることにより、グローバルかつアジアの視点に立った観光学研究及び教育に関するセミナー等を主催し、グローバル人材育成を目指した環境を提供する。また、世界各地より観光学教育研究の専門家を招聘することにより、観光学教育研究におけるグローバルトレンド、また国際レベルのニーズに特化したFD研修を年1回以上開催する。これらのセミナーについて、教職員にはもちろん、学生（院生、学部生）にも積極的に周知する。さらに前年度に実施した検証結果を踏まえ、グローバル・プログラム見直しのためのカリキュラム編成の準備や、学生が参加できる海外プログラム拡充などの改善を講じる。

【35】観光学教育の体系を確立し、国連世界観光機関（UNWTO）における観光教育  
・訓練・研究機関認定「tedQual」を取得する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【35-1】学部プログラム及び大学院プログラムにおいて、tedQualの認証評価結果（審査時の指摘事項）を踏まえ、産業界や同窓会との連携などの課題について改善策を検討・実施し、プログラムを充実・強化する。また、学生の国際活動参加の機会を推進するため、大学院生の国際学会等への参加支援やPATA和歌山大学学生支部の活動支援を引き続き実施する。

## （2）附属学校に関する目標を達成するための措置

【36】実践的指導力を獲得するために、附属学校における教育と教育実習の実践を通して、実践の理論化による成果を教員養成カリキュラムにフィードバックするPDCAサイクルの確立に寄与する。

【36-1】附属教員による教育実習に関する評価の実施及び効果の検証を通して教員養成カリキュラムにフィードバックし、附属学校を活用したPDCAサイクルを確立する。また、前年度に設置した附属学校部において次期中期目標・中期計画を見通した附属学校の発展・展開の検討を開始する。

【37】附属学校3校が連携し、「多様な特性のある児童・生徒が共に学びながら」（インクルーシブ教育）、「21世紀の社会を生きるうえで必要となる資質・能力」（21世紀型能力）を高めるための教育について学部・大学院との共同研究を行う。その成果を、和歌山圏域における地域特性を活かした「持続可能な社会の担い手育成」（ESD）のための先進的教育モデルとして、地域の学校に提供する。

【37-1】引き続き、先進的教育モデル構築のため、21世紀型能力、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するESD、インクルーシブ教育に関する共同研究の推進と拡充を図る。特にSDGs、ESDについては、大学・附属中学校・公立学校の連携による3者間の共同研究として重点的に取り組む。また、成果報告書を和歌山大学学術リポジトリに登録し、研究成果の発信力を強化する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【38】第2期期間中に整備した教員組織の一元化と学内兼担制度を活用し、重点的な施策を機動的に展開するために、柔軟な人事配置を行う。また、事務組織の一元化による全学的な予算・施設管理を実現する。

【38-1】学内兼担制度を活用し、和歌山大学グランドデザイン2040（令和元年7月24日第346回役員会）及び和歌山大学大学院改革基本方針（令和元年7月31日第348回役員

会）に掲げる、「オープンエデュケーションを基軸とする学際的・学理融合的な教育」、「異分野に属する教員の連携・相互作用の強化」に資する人事を進める。

【38-2】学内やステークホルダーへの本学の予算・決算状況の見える化に取り組み、全学的な予算管理を推進する。

【38-3】概算要求が実現したこれまでの施設改修に基づいて、キャンパスマスター・プランを改訂し、全学施設の一元管理を実現するために施設整備の計画を立案する。

【39】年俸制の見直しなど、更にメリハリある給与体系とし、国内外の優秀な教員の獲得及び学内人的資源の戦略的・重点的配置を行う。また、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員に占める年俸制適用者の割合を、平成28年度までに10%に引き上げ、維持する。

【39-1】昨年度試行的に開始した、教員活動状況評価を活用した成績優秀者への研究費追加配分の制度を本格的に開始する。また、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）に対応した、「退職時に退職手当を支給する年俸制（以下「新年俸制」という。）を整備し、令和2年度以降の採用者には新年俸制を適用するとともに、年俸制適用教員数について、常勤教員数の10%を維持する。

【40】本学の教育研究に関する諸活動及び運営状況を客観的に把握・分析するためのIR（インスティテューション・リサーチ）を組織的に実施する。

【40-1】教育・研究・社会貢献・財務状況等のデータを分かりやすく紹介する「和歌山大学ファクトブック」を作成し、学外に広く発信する。

【41】男女共同参画やワークライフ・バランスの啓発を行うとともに、女性教員の比率を22%に引き上げ、幹部職員に占める女性の割合13%以上を達成する。

【41-1】科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」及びこれまでに本学で実施した男女共同参画の取組の成果を検証し、特に成果のあった事業に対し、重点的に資源を投入する。また、子育てし易い環境の整備のために、子の看護のための休暇を見直す。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【42】教職大学院を設置し、既設の教育学研究科を教職大学院に一本化する。併せて、教育学部・教育学研究科の定員規模を見直す。また、実践型教員養成機能への質的転換を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員の割合30%を確保する。

【42-1】実践型教員養成機能への質的転換を図るため、教職大学院に新たに教科の専任教員を配置するとともに、スペシャリストコース及び授業実践力向上コース向けの「探求科目」を拡充し、国語・社会・英語・音楽・美術・体育・家庭等の教科の専門性を深める科目を新たに開設する。また、これまでの教職大学院の講義の一部（2科目程度）を附属学校で実施し、附属学校教員が科目履修できる体制を整える。

【43】人文社会科学系学部・大学院について、経済学部に農業経営に関するコースを設置するなど、社会的要請の高い分野への転換を図り、定員規模についても見直しを行う。

【43-1】前年度策定した大学院改革基本方針を踏まえ、令和3年度開設に向けた経済学研究科の改組にかかる設置申請を行う。また、観光学研究科は、社会や地域のニーズ調査を実施し、改組に向けた検討や準備を行う。

【44】学内共同利用施設について、教育研究の活性化や地域社会との連携に寄与するものになっているか検証し、見直しを行う。

【44-1】学長直轄の組織である「紀伊半島価値共創基幹」を設置し、地域ニーズと研究シーズのマッチングを図りつつ、地域連携を強化する。また、文部科学省が策定した「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」を受け、新たな枠組みの検討を開始する。

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【45】1キャンパスの利点を生かした、学生ワンストップサービスを実施し、また管理業務の事務局への完全集約により、効率的で責任体制が明確な事務機構を整備する。また、電算システムの改善を引き続き推進する。

【45-1】業務システムを活用して、教員と事務局担当各課がペーパーレスで直接連絡ができるような改善を積み重ねるとともに、学部棟に配置する人員を必要最小限にすべく、事務局各課及び学務課学部支援室で調整を行う。

## III 財務内容の改善に関する目標

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【46】自己収入の財源確保のため、現在無償で貸与している施設を見直し、第3期中の施設使用料収入を第2期中と比べ350万円以上増加させる。

【46-1】自己収入の財源確保のため、施設一時貸付使用料金の改定（値上げ）を行う。その一環として、従来無償としていた本学共催の場合の貸付料について、エアコン使用料を有償化する。また引き続き、学生及び教職員の利便性の影響に留意しつつ施設貸付有償化の検討を行う。

【47】科研費の申請率を、採択者を除いた員数の80%以上で維持するとともに、強み・特色を有する分野における採択率の向上に向け組織的に支援する。

【47-1】科研費の申請率を、採択者を除いた員数の80%以上で維持するとともに、観光分野やデータ・サイエンス分野など強み・特色を有する分野の採択状況を調査・分析し、学部横断的プロジェクトの形成などの支援を行う。また、引き続き科研費の採択率の向上に向け、不採択であった教員に対してインセンティブを与えることや全教員を対象とした計画調書の書き方等の個別支援、外部資金の獲得を目的とした講演会を開催する。

【48】大学発ベンチャーの設立を教育研究成果の一環と捉え、期間中に2件以上の大学発ベンチャー設立を実現する。「紀の国学生ビジネスコンテスト」（仮称）を通じて、毎年2件程度の学生ベンチャー推奨認定を行い、学生ベンチャーの設立を積極的に支援する。

【48-1】ベンチャー支援について、協定を取り交わしている企業等と協力し、学生に対する起業家育成教育などを進める。また、学生ビジネスコンテストにおいては、目的を明確にするため、商品やサービスの実現化を目指す学生のためにアイデアを競う部門と起業希望学生が実現のために挑戦する部門への見直しを行う。

【48-2】弁理士資格を持つ職員による知財相談会を常時開設し、知的財産権の獲得を推進する。

【48-3】学生に対する知財教育の基盤を確立するため、知的財産に関する講義を教養教育において実施する。

【49】同窓会、後援会との連携強化及び機能強化に資する新たな基金の設定により、第3期中の寄附の受入件数600件以上を達成する。

【49-1】同窓会との更なる連携を強化すべく、経済学部同窓会においては、会員数の多い支部（和歌山、大阪、東京、東海）の総会に出席し情報交換を密にするほか、他の支部へは学長のメッセージ動画等の配信により、本学の教育研究活動や成果等を広く

発信する。他学部の同窓会においては、新たな交流の機会を設ける。また、企業等団体への広報活動については、和歌山県内だけでなく今後は訪問範囲を大阪南部に広げる。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【50】人件費をポイント化して管理するなどにより、人件費を第3期末において、第2期末と比べ6%以上削減する。

【50-1】「第3期中期目標・中期計画期間に向けた人員（人件費）計画について」（平成26年9月）を遵守し、ポイント管理を継続する。併せて、令和元・2年度末の定年退職教員の合計15名分のうち、10名分を留保して人件費抑制に充て、5名相当分を財源として令和2～3年度にかけた計画的な採用・昇任人事を実施する。

【51】管理経費を削減するため、消耗品費の5%削減などにより、一般管理費を平成26年度決算額比で3%以上削減する。

【51-1】一般管理費の支出傾向を分析し、経費節減に取り組む。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【52】職員宿舎及び栄谷会館（非常勤講師宿泊施設）等の管理運用方法を見直し、PFI事業等を含めた整備計画を進める。

【52-1】海南宿舎入居者への意向調査の結果を踏まえつつ、入居者全員の退去を完了させる。また、今後の海南宿舎の活用方法について検討する。

# IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【53】中期目標・中期計画管理システムの運用方法を改善し、システムを活用した進行管理を年に2回以上行い、自己点検・評価、外部評価の実施に活用する。また、IRを活用した多面的なデータ分析を行う。

【53-1】中期目標・中期計画管理システムを、数値目標の進捗管理に引き続き活用する。また、IRデータの充実を図るために、昨年度末に新たに導入した教育研究活動データベースシステムのデータ移行を円滑に行う。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【54】広報担当課のみならず各学部・課に広報担当者を置き、広く学内情報を収集するとともに、学生広報チームによる学生目線での情報収集を行い、受験生が必要とするコンテンツの整備を行う。

【54-1】受験生等の一番身近な情報媒体であるスマートフォン等からの見やすさや情報収集の利便性を意識し、ホームページの構成の見直しや改修を行う。また、教育研究活動の情報発信として昨年度に制作した広報動画等についても、QRコードを名刺に掲載するなど広く情報を発信していく。

# V その他業務運営に関する重要目標

## 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【55】『和歌山大学改革・機能強化に関する基本方針』に基づきキャンパススマートランの充実を行い、国の財政措置の状況を踏まえ、国際観光学センター（仮称）の整備や、老朽化建物及びキャンパス案内サイン等の改修を計画的に進める。

【55-1】施設の分散から集中を図る戦略的リノベーションによる東3号館改修工事のこれまで成果を反映して、キャンパスマスター・プラン2020を策定し、令和3年度の施設整備を立案する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【56】対応窓口を一本化するなど、災害時に地域の避難場所としての機能を果たせるよう、自治体との連携体制を整備する。また、東南海地震、南海地震など自然災害を見据えた学生・教職員への防災教育、防災訓練と施設整備の安全点検を毎年1回以上行う。

【56-1】防災倉庫の備蓄品整備計画を立案し、それを基に備蓄品を整備充実させる。また、平成29年度に作成した自衛消防組織に基づき、令和元年度に試行した防災訓練の課題（ゾーニング・役割分担・連絡体制等）を改善して、防火・防災訓練を本格的に実施する。

【57】新たなリスクにも対応できる情報セキュリティ体制を整備する。また、標的型攻撃演習などの訓練を毎年1回以上実施する。

【57-1】令和元年度に策定したサイバーセキュリティ対策基本計画に基づき、大学構成員の情報セキュリティ意識及びリテラシーを高めるため、情報セキュリティに関する講習や、学生も含めた標的型メールの攻撃訓練などの教育・啓発活動を実施する。また、継続してBYODの円滑な実施とセキュリティ対応体制の改善・強化を行う。さらに、LMSを活用し大学構成員の情報倫理教育及び自己点検を実施する。

## 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【58】法令遵守、特に研究における不正防止や改正学校教育法等の趣旨に沿ったガバナンスが確実に行われているか、書面監査や実地監査を毎年1回以上実施する。

【58-1】ガバナンス、内部統制の推進のため、体制の状況や運営等について書面やヒアリング等により監査する。特に学内組織の運営状況について、重点的に監査を行う。

【59】教職員へのコンプライアンス教育強化のため、研修会等を年2回以上開催し、研究倫理をはじめ、研究費の不正使用等を防止するための施策を講じる。

【59-1】引き続きe-ラーニングによる研究倫理教育及び公的研究費不正使用防止（コンプライアンス教育）研修会を実施するとともに、「研究データ保存確認調査」及び「換金性の高い物品の現物調査」を実施するなど、不正防止に取り組む。また、公的研究費の不正使用防止については、コンプライアンスのさらなる強化のため、管理推進体制の見直しを図る。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1. 予 算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	3,871
施設整備費補助金	638
補助金等収入	243
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	30
自己収入	2,542
授業料、入学金及び検定料収入	2,428
雑収入	114
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	246
引当金取崩	2
計	7,572
支出	
業務費	6,636
教育研究経費	6,636
施設整備費	668
補助金等	22
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	246
計	7,572

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

#### [人件費の見積り]

期間中総額 4,961 百万円を支出する。（退職手当は除く）

(注) 「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額 258 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 380 百万円。

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 176 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 70 百万円。

## 2. 収支計画

### 令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,312
経常費用	7,312
業務費	6,766
教育研究経費	1,422
受託研究費等	96
役員人件費	102
教員人件費	3,860
職員人件費	1,286
一般管理費	220
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	323
臨時損失	0
収益の部	7,312
経常収益	7,312
運営費交付金収益	3,854
授業料収益	2,156
入学金収益	338
検定料収益	85
受託研究等収益	100
補助金等収益	240
寄附金収益	124
施設費収益	26
財務収益	0
雑益	146
資産見返運営費交付金等戻入	193
資産見返補助金等戻入	34
資産見返寄附金戻入	15
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

### 3. 資金計画

#### 令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	8,887
業務活動による支出	6,634
投資活動による支出	860
財務活動による支出	78
翌年度への繰越金	1,315
資金収入	8,887
業務活動による収入	6,832
運営費交付金による収入	3,871
授業料・入学会員及び検定料による収入	2,428
受託研究等収入	89
補助金等収入	243
寄附金収入	55
その他の収入	146
投資活動による収入	668
施設費による収入	668
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,387

※金額の端数処理は、項目ごとに四捨五入を行っているため、合計額と合致しないことがある。

### VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 951,981 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

### VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画はなし。

### IX 剰余金の使途

大学の基本的な目標を達成するため教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要な経費に充当する。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予算額（百万円）	財源
・(栄谷) 総合研究棟改修 III (教育学系) ・(栄谷) ライフライン再生 (排水・消防・ガス・中水設備) 他、小規模改修	総額 668	施設整備費補助金 (638) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (30)

注) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

### 2. 人事に関する計画

(人事に関する方針)

#### 配置

- ・学内兼担制度を活用し、和歌山大学グランドデザイン2040（令和元年7月24日第346回役員会）及び和歌山大学大学院改革基本方針（令和元年7月31日第348回役員会）に掲げる、「オープンエデュケーションを基軸とする学際的・学理融合的な教育」、「異分野に属する教員の連携・相互作用の強化」に資する人事を進める。

#### 給与体系

- ・昨年度試行的に開始した、教員活動状況評価を活用した成績優秀者への研究費追加配分の制度を本格的に開始する。また、国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日）に対応した、「退職時に退職手当を支給する年俸制（以下「新年俸制」という。）を整備し、令和2年度以降の採用者には新年俸制を適用するとともに、年俸制適用教員数について、常勤教員数の10%を維持する。

#### 男女共同参画

- ・科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）」及びこれまでに本学で実施した男女共同参画の取組の成果を検証し、特に成果のあった事業に対し、重点的に資源を投入する。また、子育てし易い環境の整備のために、子の看護のための休暇を見直す。

#### 人件費

- ・「第3期中期目標・中期計画期間に向けた人員（人件費）計画について」（平成26年9月）を遵守し、ポイント管理を継続する。併せて、令和元・2年度末の定年退職教員の合計15名分のうち、10名分を留保して人件費抑制に充て、5名相当分を財源として令和2～3年度にかけた計画的な採用・昇任人事を実施する。

(参考1) 令和2年度の常勤教職員数 491人

また、任期付き教職員数の見込みを 8名とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 4,961百万円（退職手当を除く。）

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	学校教育教員養成課程	660 人
経済学部	経済学科	1,220 人
システム工学部	システム工学科	1,260 人
観光学部	観光学科	480 人
教育学研究科	教職開発専攻（専門職課程） 学校教育専攻（修士課程）	53 人 22 人
経済学研究科	経済学専攻（修士課程） 経営学専攻（修士課程） 市場環境学専攻（修士課程）	30 人 26 人 20 人
システム工学研究科	システム工学専攻 うち博士前期課程 うち博士後期課程	282 人 258 人 24 人
観光学研究科	観光学専攻 うち博士前期課程 うち博士後期課程	41 人 23 人 18 人
教育学部附属小学校	528 人 学級数 19 (うち複式学級 3 )	
教育学部附属中学校	420 人 学級数 12	
教育学部附属特別支援学校	60 人 学級数 9 (小学部 3、中学部 3、高等部 3 )	